

第8回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 日 時 | 平成 25 年 7 月 24 日 (水) | |
| | | 開会 午後 7 時 00 分 | 閉会 午後 9 時 22 分 |
| 2 | 場 所 | 関市役所 6 階 大会議室 | |
| 3 | 出席委員 | (◎会長、○副会長) | |
| | 1 号委員 | 阪野 貢
後藤律而
高村明宏
亀井 専
梅田洋子
濱岸利夫
黒田 勉
薫田文悟
濱島純子
安田光昭
野澤敬子
佐藤孝洋
杉山健二
西澤達也
増井紘昭 | 公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員
公募委員 |
| | 2 号委員 | ○山中一義
栗倉元臣
杉浦康弘
清水宗夫
高井奈津子 | 関市自治会連合会会長
関商工会議所副会頭
(社) 関青年会議所理事長
関市青少年健全育成協議会会長
関市地域情勢の会連合会副会長 |
| | 3 号委員 | ◎鈴木 誠
土屋康夫
北村隆幸 | 愛知大学地域政策学部教授
元岐阜新聞論説委員
関市市民活動センター事務局長 |
| 4 | 欠席委員 | 1 号委員 澤井三男
2 号委員 石井和典
長屋政明 | 公募委員
関市老人クラブ連合会会長
関市社会福祉協議会副会長 |

		坂井勇平	岐阜県関刃物産業連合会会長
		浅野欽一郎	関市まちづくり協議会会長
		杉山ミサ子	関市NPO連絡会会員
5	その他の出席	事務局	桜田公明 市民協働課長 森川哲也 市民協働課主幹 野田和江 市民協働課課長補佐 中村亜由美 市民協働課主任主査
6	議事		
		(開会 午後 7 時 00 分)	
	事務局	審議会委員の変更がありましたので報告させていただきます。審議会の委員の中で、岐阜関刃物産業連合会の代表として会長の北村さんに来ていただいていたのですが、代表の変更にともない、本日はご欠席ですが、坂井勇平さんが委員になられましたので報告させていただきます。また皆さまのお手元に前回の会議録を配布させていただきます。内容等ご確認いただいて訂正があれば事務局に申し出ていただきたいと思います。なお、会議録は 1 週間後にホームページに掲載いたします。それでは 2 枚目以降の条項から進めていきたいと思います。	
	会長	2 条項について 本日の次第の中で、2 番に条項についてとありますが、今日はこれから 3 つのグループに分かれまして、そこで意見やお考えを出し合ってください。細かいことは説明しませんが、3 ページからは考えていただく意味とか紹介されています。ここは、もうすでにお読みいただいていると思いますので、内容に即して意見交換をお願いします。本日の進行役は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんは本日ご欠席ということなので、そのグループは行政の方で進めてまいりたいと思います。なお、本日の項目の中には若干法律用語とか、これまで条例をつくってきた中で扱ってきた文言であるとか、非常に硬い表現や少し理解しにくいところがありますので、それぞれのグループの中で進行役の方が適宜行政の担当者の方に少し意見を求めて、皆さんに説明をいただくような場面もあるかもしれません。その必要がなければ結構ですが、あまり行政に説明を求めますとそれだけで時間が過ぎていってしま	

いますので、なるべくそこは最小限にさせていただいて、皆さんの解釈に基づいて、ここはこうした方がいいんじゃないか、この点を加えた方がいいんじゃないかというように皆さんのお考えを言っていただけの時間を使っていただくようお願いいたします。それでは今日は5項目と大変多いですが、限られた時間の中で効率よく進めていただきますようお願いいたします。それから終了時間ですが、今7時7分なので8時35分には意見交換を終了して、この会議室にお戻りくださるようお願いいたします。

事務局

お手元にグループ分けの名簿が配布してあります。このグループに分かれて協議をお願いいたします。

3 グループ討議

委員が3グループに分かれ討議

4 発表、意見交換

会長

それでは、前回同様に各グループで出された話題の概要を紹介していただこうと思います。A、B、Cの順番で、それぞれ進行していただいた方に論点を紹介いただきます。

(Aグループ)

委員

それでは、Aグループの報告をさせていただきます。私は市の職員なのですが、職員の立場を離れて面白い意見が聞けたと思っております。それでは、最初に附属機関等の運営について皆さんの意見を紹介します。先ず任命過程の透明化を義務付けなければいけないという意見がございました。それから公募の委員を一人以上選任しなければいけないということを規定してはどうか、それから会議を原則公開することだけではなくて会議録を公開しなさいという意見がありました。それから、もう一点面白い意見が出ました。現在公募自体が機能していないのはいか、一部の人だけがいつも参加しているという意見です。ですから公募が機能していないということが、今課題としてあるのではないかとこの意見が出ました。それから公募を機能させるためには、会議により参加しやすい時間に開催すること、例えば昼間に行うとか、必ず夜に行いなさいとか、より参加しやすい機会を設けなければならないということ、それから広く市民から公明正大に選びましょうということ、男女が平等で、年代も考えて、例えばお年寄りの方が来て、中年の方が来て、若い

方も来るような公募する年代もバランスがとれるように考えること、それからアナログ的なことですが、委員会の会議録なども自治会の回覧板で公開してはどうかという意見がありました。それから公募の弊害についてですが、例えば自治会から強制的に審議会の委員を持ち回りで行っていただくことがより公平ではないかという意見がありました。それから委員の方は会議を欠席されたら必ず意見をFAX等で届けるようにすることが意見としてありました。それから4ページをご覧いただきたいと思います。住民投票ですが、素案の3番に市長は住民投票の結果を尊重すると書いてありますが、ここには当然議会も入るべきであり、議会もの住民投票の結果を尊重しなければならないという意見が出ました。それから地方自治法に定める50分の1の市民の請求によって、または議会議員の12分の1の請求によって住民投票の実施を請求することができるということが書いてありますが、そのことをさらに確認するために自治基本条例の中に入れるという意見がありました。それから外国人の投票資格は認めてはいけないという意見がありました。住民投票自体に意味がないので、アンケートで代用してはどうかという意見が出ました。それから、投票資格を18歳以上にすることとか、年齢要件をしっかり条文に入れて住民投票ができることを自治基本条例の中で規定しなければいけないという意見もありました。それから、変わった意見では、投票資格を納税者に限るといような意見も出てきました。次に6ページですが、実際に関市でも行っており、ホームページにもパブリックコメントが上がっていますが、この内容では分からないので、どのような場合にパブリックコメントをするのかというような対象事業や事項を必ず規定した方が良く、それからもう一点ですが、市長の懇話会とか車座集会を開催していますが、そのような市長との対話会自体を条例の中で規定していったらどうかという意見がありました。市長と市民が直接対話する会について条例で義務付けてはどうかという意見もございました。それから7ページをご覧ください。これは地域委員会について記載したところでございますが、この項目については、委員の皆さんから面白いなという意見をいただきました。ただ一つ意見として、地域委員会は地方自治法に基づくものではないので、地域委員会ではなくて地方自治法に基づく地域自治区について条例に規定してはどうかという意見もありましたのでご紹介させていただきます。どちらを選択するのかは今後の考えなければならないと思います。それから8ページをご覧いただきたいと思います。まちづくりに関する住民満足度調査ですが、これは他の自治基本条例には書いていない関市独自の項目かと思います。これに対し

て委員からは、住民投票の代用として使えるのではないかという意見が出ました。それから住民満足度調査を行うのであれば、その手続き、調査の対象などを毎年変わらないように標準化するべきであるという意見が出ました。それから 9 ページです。市民活動の支援というものがありますが、2 番の方で、市長は市民活動、公益的な活動を支援しようという考え方は良いとしても 1 番については、努めなければならないというような義務規定になっている。また、たとえとしてコミュニティ活動に理解を深めて、地域の安心安全な生活を営むというようなことを文言として考えていただいた委員の方もありました。やはり市民への義務規定は外した方が良いのではないかという意見もありました。この市民活動の支援ということも関市独自の項目でございます。以上ですが、私の説明で足りないところがあれば A グループの方から補足説明いただきたいと思います。

委員

市民活動の最後のところのコミュニティについてですが、今私は自治会長をやっている、現在自治会の統合についてみんなで協議しています。また 9 月 1 日に私の自治会で 3 世代の交流事業を予定しています。そして、その時に市長さんとの対話会も計画しています。この取り組みがうまくいけば他の自治会に広めていきたいと思っています。このようなことも市民活動の一環になるのではないかと思います。

会長

その他ご意見はございませんか。

委員

私は、16 歳の時から刃物の仕事をしていますが、当時 30 代の頃は、関の刃物産業は活発で、円安で 1 ドル 360 円でした。その後オイルショックを経て、1 ドル 200 円、今では 80 円となっている。この間ずっと携わってきたが、刃物さん関市全体の産業、経済の中心であった。やはり関市は、刃物のまちである。そして地域の特産物を関市全体の産業に結びつけることで、関市全体の産業も活性化する。また関市の本町に鎌倉時代の当時の景観をつくれば、観光客が集まる。昔から続くものを有効に活用してまちづくりを行っていくことがこれから重要になってくる。会議で話すような内容ではなく、関係のないことかと思いましたが、少し話しをさせていただきました。

会長

これは関係がないことではありません。実は 8 ページの検討項目ですが、まちづくりに関する住民の満足度に関係します。まちづくりと一口

で言っても、それぞれ地域の特性に合わせた農業であったり、漁業であったり、多くの方はその地域の特性を踏まえてまちづくりを考えられるので、今の話は関市の特性をよく見て、的確に捉えている話です。まちづくりに関する住民満足度というあたりは、地域の特性を踏まえて地域を見ること、今のような観点の意見をいただくということが、関市の特性を基づいて条例をつくり上げていくためには大変重要です。

会長

それでは、次にBグループの発表をお願いします。

(Bグループ)

委員

Bグループの意見を説明したいと思います。まず3ページの附属機関ですが、上から4段目の特定の団体の代表者が選ばれる傾向があるとありますが、まさにそのとおりであり、それを払しょくしなければならないという意見がでました。いろいろな、多様な人が参加できる仕組みをつくるのが大切であり、さらに重複を避けるような取り組みも必要ではないかという意見が出ました。この附属機関においてもプラットホームというような考え方が必要であり、気軽に集まって市民が自由に意見を出し合えるようなものも必要ではないかという意見がでました。それから経過をしっかりと公開することという意見がありまして、ホームページだけではなくて、アナログで伝え、附属機関のメンバー自身も発信するような努力をしていくことが必要であるという意見がでました。また、この中に委員の選任に関するガイドラインとありますが、そのガイドラインがどんなものなのか分からないので意見が言えないということがありました。そして2つ目の住民投票に関しまして4ページですが、まず投票権について2つに意見が分かれました。一つは、投票権はやはり日本国籍を持っている者に限るということ、もう一つは関市に住んでいる住民であればいいのではないかという意見でした。外国籍住民という言葉もあるそうですが、それは、たまたま外国籍を持っているだけであって、そこにいる住民として意見を言ってもらうことも必要ではないかという意見です。その場合、関市に住んでどれくらいの期間があるのかということも考慮すべきであるという意見が出ました。それから住民投票というのは市民主権の核になるものなので、よくこの中で市長は実施することができるという規定ではなくて、市長は実施しなければいけないという規定にする必要がある。例えば、50分の1といった署名が集まったら市長は実施しなければならないというような豊中市の第30条の2のような内容にしていくべきであるという意見がありました。市民主権の核と

いうのであれば、やはり実施のハードルを下げていくべきではないかという意見ありました。また、住民とか市民とかの定義がここにきてなかなか分かりにくいので、その定義をしっかりとすることも必要ではないかという意見が出ました。全体を総称して 18 歳以上の投票権というのは、数値的な枠を決めてしまうことは、ここでは荷が重いのではないかという意見が出まして、少しあいまいな表現と言いますか、住民投票ができるという項目にしておくべきという意見も出ました。それから三つ目、パブリックコメントですが、パブリックコメントはある程度内容が決まってから出てくるという面がありますので、できるだけプロセスの中で意見を聞くようなことも必要ではないかということと、実施が今のところホームページが中心になっていますので、情報へのアクセスを多様にしておくべきではないかというような意見が出ました。そして 4 番目の市民自治組織については、まず地域委員会というのは何なのかというような理解をしてもらうところから入りました。なかなか皆さんに理解していただいているものではないので、そのような部分もしっかり広報していくことが必要であると感じました。しかし、そのように言っても市民自治を推進していくことは必要なので、市民自治組織の条項は具体的な項目は入れないにしても条例に規定すべきであるという意見が出ました。それから住民満足度調査に関しては、客観性を担保するものという意見が出ました。そして 6 番目、市民活動の支援ということに関しましては、最後の説明のところにあります行政の役割を補完するという文言は市民権と言っているのにもかかわらずおかしいのではないかということで、今後このような文言は使わないようにしてほしいという意見が出ました。そして例の 1 番ですが、市民やボランティアや NPO 法人等の市民活動団体が行う自主的な市民活動を支援するように努めなければならないのではなくて、市民は市民活動に積極的に参加することという能動的な形に文言を変えていったらどうかというような意見が出ました。そして最後に例の 2 番ですが、市長は市民活動団体が行う自主的な公益活動を必要に応じて支援しますとありますが、公益活動であれば、必要に応じてではなくて、すべて支援していくべきではないかというような意見が出ました。B グループとしては、以上です。

会長

B グループの他の委員の方で追加、補足の意見はございませんか。それでは C グループに発表をお願いします。

(C グループ)

Cグループの説明をさせていただきます。はじめに審議会等の運営についてですが、その中で委員になる人のあり方として、所属母体を明確にしてほしいという意見がありました。これは体験に基づく話ということですが、以前ある委員会に応募し、何人かの委員が決まったのですが、自分以外の人は全員同じような考えに偏ってしまっていたということがあったので、どのような団体の代表であるかということをしっかり明確にすべきであり、公平に意見を聞くためにも明らかにすべきであるという意見が出ました。それから例えば、このような審議会が陥りやすい形としては、前例踏襲という前と同じやり方していくということがあります。しかし多様な意見を聞くということは窓口を広げるということであり、もう一つ言うならば、女性の参加が男性に比べて数字として少ない、年代別にも若者の参加が少ないので、このあたりをもっと広めるといった考えがありました。そして審議会そのものが、アリバイづくりになってはいけないという意見も出ています。次の住民投票ですが、例題の3ですが、市長は住民投票の結果を尊重することとありますが、この尊重の意味は何かという意見がありました。あなたの意見を尊重しますと言いつつも全く別の方向に行く場合もあるのではないかと、だからこの尊重という言葉が、今は適当な言葉が浮かびませんが、他にあれば変えてほしい。さらに市長だけでなく議会も入れるべきではないかという意見です。それから住民投票をする場合、投票権は、権利としてすべての住民に与えるべきではないかという意見です。その住民とは誰かという定義になるのですが、税を払っている人に限定すべきではないか、それから子どもに対しては投票権というものは無いのですが、子どもの親とかはその行動に責任を持っているので、むしろ住民投票の機会があれば、子ども達にも関心を持ってもらえるような方法を考えてほしいという意見が出ました。それから現在関市には住民投票条例というものが無いのですが、市民一人一人が意識を高めるために住民投票は必要であるという前提にたって議論を進めたいという意見でした。それから住民投票と言っても選挙と同じように色々な意味で経費がかかります。ざっと数千万円という具体的な数字も上がりましたが、それを経費削減だとかというような物差しで言っているのかということ、それはある意味、民主主義を学ぶ上で重要であり考えていくべきではないかという意見がでました。しかし結論としては、住民投票条例はきちんとつくるべきだという意見でした。なお、これは住民投票についての感想ですが、前回の参議院選挙の投票所で、若いお母さんが、小さな子ども達を投票所に連れてきていました。それは見てたいへん微笑ましいのと同時に子ども

も達が理解できるかできないかは別として市民参加の意識を自然に教えているのではないかとこれはあくまで感想ですが思いました。それからパブリックコメントについてですが、これも同じように市民の意見を尊重するとありますが、この尊重というところに同じようなひっかかりがありました。結論としては、基本的には市の考え方をきちんと説明する責任があるということです。ただその意見を聞き置きましたということであってはならないということで、たとえその考えが違ったとしても、関市は市としての考えを説明する義務があるという意見でした。それから次の市民自治組織の設置と支援ですが、ここは我々のグループはかなり根本的と言いますか、かなり出発点的な議論がありました。それは現実には委員の方が携わっている組織の問題ですが、自治会組織であったり、民生委員という組織であったりするのですが、そのような既成の組織が制度疲労を起こしているのではないかとということです。例えば自治会でも一年交代で役が変わっているんで、じゃ今年一年我慢して次の人にバトンタッチすればというような雰囲気になってしまう。また民生委員というような職務では、奉仕活動ではあるのだけれども個人情報ということから、なかなか実態として理解されていないと、情報がなく活動しようにもなかなかできない。それは自分たちが説明してこなかった責任もあるのだけれども、やはりもう少しきちんと理解をしてもらうような仕組みや方法を考えてなければいけないという意見が出ました。これは、かなり地域とか、市民同士とかのつながりが希薄になってきているという現状認識がありまして、そういったものをきちんと仕切り直していくためにもこれまでの組織と違って地域委員会というようなものは絶対必要であるということです。これまであったものをただ現状に戻すことも大切だけれども、新しい生みの苦しみとして、このような組織を立ち上げていくべきではないかということです。なお、私たちのグループはここで時間がなくなってしまいまして、あとのまちづくり住民満足度調査と市民活動の支援までは議論ができませんでした。できれば、これを補う時間を少しいただきたいというのがグループの意見です。

会長

それでは、Cグループの委員の皆さんこの他にご意見がありましたら紹介してください。それでは、今各グループから話し合いの概要を説明していただきましたけれども、全体をとおして何かご意見がありましたらお願いします。

委員

感想めいたことなのですが、一つのグループから住民投票の投票権を

会長

納税者に限るという意見がありましたが、その議論の前後のことはグループでないので分かりませんが、基本的には排除の論理は辞めるべきだろう、包摂とか共生の論理で行かないとまちづくりというのはできないということであって、簡単にいうと仲間外れはつukらないようにしませんかということです。

このような追加の意見がありましたら、ぜひ見直したいと思いますので、今後もこのような時間を持てるようにしたいと思います。今日は時間が大変おしてしまいまして大変申し分けございません。それではグループでの討論そして発表というところはこれで終わらせていただきます。それでは次回の開催日について事務局の方から会場等の調整も含めまして提案させていただきますが、次回の検討課題、次第の中身については、先ほどCグループの方からもう一度議論する時間を設けたいという意見がありました。前回の参画、協働に関わる協議は、参画、協働の基本的な考え方など原則的なところについて、まずは皆さんからご意見をいただくということで進め、今回はそれを踏まえて方法、あり方ということで今考え得るものをシートに例示をして検討いただいたわけです。しかし、皆さんのお話を聞いているとこれに尽きなくて、まだまだ他にも関市のまちづくりを参画、協働に基づいて進めていくには、別の方法もあるのではないかという印象を持ちました。また一方で例示した市民自治組織の設置と支援、これは設置する側の市の説明が十分でなかったと言えます。それから、まちづくりに関する住民満足度調査というものについても十分説明ができていなかったということもありますので委員の皆さんから参画、協働に関わって、こういった方法をとったらいいのではないかという提案をいただきたいことと、これまで施策として設けてきた参画や協働について市の側の説明ももう少し丁寧にやっていただきたいという思いもありますので、次回は今日十分に審議できなかったところ、それから説明が不足したところ、この辺について再度時間をとり確認をしていただいて、合わせて国、県、他の自治体等との関係、国際交流、それから条例を推進していくばかりではなくて、一定の時期に見直すという手続きが必要になってきます。それは決して恒久的なものではないので、どのような時期にどのような方法で見直したらいいのか、このあたりを先行事例の紹介も含めて関市の場合はどのようなになるのか、次回審議をしていただきたいと思いますと思いますが、皆さんいかがでしょうか。それでは事務局から次回の開催について説明願います。

事務局

次回については、会議室の都合もありまして9月6日、金曜日、午後7時からこの会場で開催したいと思います。なお、公募の委員の方がお一人、一身上の都合で退任されましたのでご報告させていただきます。それでは、本日大変長時間にわたりましたが、これをもちまして、第8回関市自治基本条例策定審議会を終わりたいと思います。

(閉会 午後9時22分)